



発行 新潟県

第 23 号

令和6年3月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 348 新潟県有形文化財の指定（文化課）
- 349 新潟県民俗文化財の指定（文化課）
- 350 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 351 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 352 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 353 公共測量の終了通知（監理課）
- 354 道路の区域変更（道路管理課）
- 355 道路の区域変更（道路管理課）
- 356 道路の供用開始（道路管理課）
- 357 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 358 指定管理者の指定（都市整備課）
- 359 都市計画事業の施行（都市整備課）
- 360 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 361 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 362 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

選挙管理委員会告示

- 22 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 23 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 24 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 25 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 26 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）
- 27 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第348号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 (工芸品)	経櫃 応永十五年銘	2合	柏崎市西山町二田601-1	宗教法人 物部神社

有形文化財 (考古資料)	山元遺跡出土品	280点	村上市岩崩612番地118 (縄文の里・朝日)	村上市
-----------------	---------	------	----------------------------	-----

◎新潟県告示第349号

新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第26条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花角 英世

第26条第1項の規定による有形民俗文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者
有形民俗文化財	新潟の衣生活資料	546点	長岡市関原町1丁目字権現堂2247番地 2 (新潟県立歴史博物館)	新潟県

◎新潟県告示第350号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、五泉市の早出川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年3月26日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 五泉市本町六丁目3番20号 渡邊 徹
就任年月日 令和6年3月8日

◎新潟県告示第351号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営根小屋地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年3月27日から令和6年4月23日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年3月26日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
高田南部地区	区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業	柏崎市	令和5年12月18日

◎新潟県告示第353号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 用地測量
- 2 作業期間 令和5年7月4日から令和6年3月8日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市寺泊田尻、寺泊万善寺地内

◎新潟県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天神林上条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
加茂市大字上条字東保3989番4から 同市大字下条字長福寺丙952番まで	新	(A) 4.8～9.8メートル	175.7メートル
		(B) 5.5～15.6メートル	179.8メートル
	旧	4.8～9.8メートル	175.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒浜中田線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市荒浜三丁目字池尻1861番1から	新	6.4～48.8メートル	1,110.4メートル
刈羽郡刈羽村大字正明寺字曲戸986番1まで	旧	6.1～46.8メートル	1,110.4メートル

◎新潟県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 荒浜中田線
- 2 供用開始の区間
柏崎市荒浜三丁目字池尻1861番1から刈羽郡刈羽村大字正明寺字曲戸986番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月26日

◎新潟県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
長岡都市計画準防火地域（見附市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立紫雲寺記念公園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区神道寺2丁目2番10号
県立紫雲寺記念公園運営グループ
構成員：グリーン産業株式会社
株式会社新潟ビルサービス
株式会社日本水泳振興会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和6年3月22日

◎新潟県告示第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 上越都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・4号飯門田新田線
 - 2 施行者の名称
新潟県
 - 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
 - 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
 - 5 事業施行期間
令和3年10月25日から令和13年3月31日まで
-

◎新潟県告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
長岡市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・1号悠久山公園
 - 3 事業施行期間
平成15年2月18日から令和13年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

◎新潟県告示第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
長岡市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画公園事業
 - (2) 名称 6・5・3号長岡ニュータウン運動公園
 - 3 事業施行期間
平成21年3月24日から令和12年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

◎新潟県告示第362号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線がひかれた部分を加える。

改正後		改正前																	
3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗		3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置 又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置 又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置 又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置 又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置	(略)	(略)
名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置																		
(略)	(略)																		
名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置																		
(略)	(略)																		
名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置																		
(略)	(略)																		
名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置																		
(略)	(略)																		
注 八十二銀行及びみずほ信託銀行は、納入通知書等による窓口収納事務の取扱いを除く。																			

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年3月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党牧支部	吉田悟	米川篤	新潟県上越市牧区棚広1788番地	R6.02.29

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
遠藤ひろかず後援会	遠藤寛和	遠藤博	新潟県阿賀野市下黒瀬1710番地	R6.02.06
とがし光七後援会	富樫光七	富樫光七	新潟県村上市山居町1丁目3-8	R6.02.27
花角英世田上町後援会	野澤幸司	池井豊	新潟県南蒲原郡田上町大字田上乙1322-1	R6.02.09
山本よしひろ後援会	山本佳洋	山本佳洋	新潟県上越市平成町109平成オフィス	R6.02.05

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 新潟県支部 連合会	佐藤信秋	代表者の氏名	佐藤信秋	高鳥修一	R6. 02. 21
自由民主党 小国町支部	飯田和弘	会計責任者の氏名	長谷川和夫	原正之	R6. 02. 26
自由民主党 柏崎支部	星野正仁	代表者の氏名	星野正仁	与口善之	R6. 02. 01
自由民主党 出雲崎町支部	中野勝正	主たる事務所の所在地	新潟県三島郡出雲崎町川西284-129	新潟県三島郡出雲崎町大字松本107-1	R6. 02. 20
		会計責任者の氏名	小林玲子	小黒博泰	R6. 02. 20
自由民主党 中之島支部	安達敏興	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市下沼新田甲160	新潟県長岡市灰島新田529	R6. 02. 03
		代表者の氏名	安達敏興	池上紀久夫	R6. 02. 03
自由民主党 新潟県長岡市三島郡第一支部	高見美加	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市天下島1-1-8	新潟県長岡市天下島293-12	R5. 07. 14
日本共産党 魚沼地区委員会	大平恭児	会計責任者の氏名	吉楽正巳	大平恭児	R5. 03. 01

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
小野徳重後援会	渡辺雅茂	代表者の氏名	渡辺雅茂	小野金吾	R5. 12. 31
幸福実現党 糸魚川後援会	福嶋夏子	会計責任者の氏名	轡田日菜子	花田義仁	R6. 02. 17
自由民主党 新潟市議会議員連盟	古泉幸一	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市江南区元町3丁目3番5号	新潟県新潟市東区海老ヶ瀬67番地4	R5. 05. 23
		代表者の氏名	古泉幸一	志田常佳	R5. 05. 23

		会計責任者の 氏名	豊島真	伊藤健太郎	R5.05.23
高見みか後 援会	佐藤義尚	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市天下 島1-1-8	新潟県長岡市金町 2-3-34	R5.06.01
日本葉業政 治連盟新潟 県支部	茂木稔之	代表者の氏名	茂木稔之	田中香枝子	R5.10.01
本間よしゆ き後援会	菅原健	主たる事務所 の所在地	新潟県西蒲原郡弥 彦村大字上泉1938	新潟県西蒲原郡弥 彦村美山691	R6.02.20
牧野晶後援 会	牧野晶	代表者の氏名	牧野晶	牧野望	R3.02.10
		会計責任者の 氏名	牧野克也	牧野望	R3.02.10
山田勉後援 会	齋藤勝	代表者の氏名	齋藤勝	齋藤広平	R6.02.10
やすだかよ 後援会	前川秀樹	代表者の氏名	前川秀樹	品川久美子	R6.02.05

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
秋山三枝子後援会	秋山三枝子	R5.12.31
植木茂後援会	植木茂	R5.12.31
宇治さやかを育てる会	宇治沙耶花	R5.12.31
太田紀己代後援会	太田紀己代	R5.08.31
小山ようこを支える会	小山洋子	R5.12.31
佐藤重陽後援会	加藤悦郎	R5.12.31
名古屋豊応援クラブ	名古屋豊	R3.03.31
ふるさと三条未来連合	佐藤光太郎	R3.03.31
やまだ義栄後援会	小柳一文	R5.12.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年3月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

山本佳洋 市議会議員 山本よしひろ後 新潟県上越市平成町109平成オフィ R6.02.01
 援会 ス203号

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
名古屋豊	名古屋豊応援クラブ	R3.03.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和3年分

(単位 円)

[資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)]

名古屋豊応援クラブ

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 06.02.01(03.03.31解散)

名古屋 豊
 市議会議員

1 収入総額	2,623
前年繰越額	2,623
2 支出総額	0

[その他の政治団体]

ふるさと三条未来連合

報告年月日 06.02.01(03.03.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

牧野晶後援会

報告年月日 04.03.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和4年分

[政党の支部]

自由民主党与板支部

報告年月日 05.12.14

1 収入総額	651,796
前年繰越額	387,394
本年收入額	264,402
2 支出総額	169,969
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(90人)	89,400
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	110,000
自由民主党新潟県支部連合会	110,000
その他の収入	65,002
1件10万円未満のもの	65,002
4 支出の内訳	
経常経費	35,170
人件費	20,000
事務所費	15,170
政治活動費	134,799
組織活動費	134,799

[その他の政治団体]

北けい後援会

報告年月日 06.02.19

1 収入総額	1,000,000
本年收入額	1,000,000
2 支出総額	419,879
3 本年收入の内訳	
借入金	1,000,000
北啓	1,000,000
4 支出の内訳	
政治活動費	419,879
組織活動費	419,879

長坂まさし後援会

報告年月日 06.02.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

新潟の行政を見直す会昆みよし後援会

報告年月日 06.02.08

1 収入総額	10,000
本年收入額	10,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	10,000
個人分	10,000
4 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	10,000

牧野晶後援会

報告年月日 06.01.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

渡辺昌後援会

報告年月日 06.02.16

1 収入総額	33,478
前年繰越額	33,478
2 支出総額	0

令和5年分

[資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）]

秋山三枝子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

秋山三枝子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

報告年月日 06.02.09(05.12.31解散)

1 収入総額	176,235
前年繰越額	82,895
本年收入額	93,340
2 支出総額	176,235
3 本年收入の内訳	
寄附	93,340
個人分	93,340
4 支出の内訳	
経常経費	176,235
光熱水費	61,004
備品・消耗品費	28,231
事務所費	87,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
秋山三枝子	83,340
年間5万円以下のもの	10,000

上越市

[その他の政治団体]

植木茂後援会

報告年月日 06.02.13(05.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

宇治さやかを育てる会

報告年月日 06.02.27(05.12.31解散)

1 収入総額	3,791
前年繰越額	3,791
2 支出総額	344
3 支出の内訳	
経常経費	344
備品・消耗品費	344

太田紀己代後援会

報告年月日 06.02.09(05.08.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小山ようこを支える会

報告年月日 06.02.02(05.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

佐藤重陽後援会

報告年月日 06.02.06(05.12.31解散)

1 収入総額	49,954
前年繰越額	29,954
本年收入額	20,000
2 支出総額	20,000
3 本年收入の内訳	
寄附	20,000
個人分	20,000
4 支出の内訳	
経常経費	20,000
事務所費	20,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	20,000

やまだ義栄後援会

報告年月日 06.02.20(05.12.31解散)

1 収入総額	823
前年繰越額	823
2 支出総額	0